

令和 6 年 度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大 田 市 監 査 委 員

監 第 35 号

令和7年8月19日

大田市長 楫 野 弘 和 様

大田市監査委員 富 田 正 治

大田市監査委員 月 森 和 弘

令和6年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1． 審 査 の 対 象	1
第2． 審 査 の 期 間	1
第3． 審 査 の 概 要	1
第4． 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	4

令和 6 年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1. 審査の対象

令和 6 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第 2. 審査の期間

令和 7 年 7 月 23 日から令和 7 年 8 月 19 日まで

第 3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第 4. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、いずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、3 公営企業（水道事業・病院事業・下水道事業）、及び 1 法非適用特別会計（大田市駅周辺土地地区画整理事業）については、ともに資金不足額はない。

以上のことから、財政運営は適正に行われていると認められる。

市民生活や地域経済活動においてエネルギー価格をはじめ物価高騰などの影響が続く中であって、子育て環境の充実をはじめとする各種施策や、大田市の持続的発展につながる学校・子育て支援施設、市役所新庁舎の整備などの大型プロジェクトが計画されている。

これらを着実に推進するためには、見直しがなされた「第 2 期中期財政運営方針（令和 7 年度～令和 11 年度）」に基づく事業の選択と集中並びに財源の確保が求められることから、将来を見据えた持続可能で健全な財政運営の取組がなされる

ことを望むところである。

○ 健全化判断比率

(単位 : %)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	令和5年度	令和5年度早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.90	20.00	-	12.93
②連結実質赤字比率	-	17.90	30.00	-	17.93
③実質公債費比率	9.9	25.00	35.00	10.8	25.00
④将来負担比率	83.9	350.0		65.5	350.0

○ 資金不足比率

(単位 : %)

資金不足比率	令和6年度	経営健全化基準	財政再生基準	令和5年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
大田市駅周辺土地区画整理事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-
下水道事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

①実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、418,440 千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は前年度より 35,343 千円減少している。

②連結実質赤字比率

普通会計及びその他 5 特別会計の実質収支額と 3 公営企業会計(水道事業・病院事業・下水道事業)における資金不足額・剰余金(連結実質赤字額){流動資産－控除財源等－(流動負債－控除企業債等)－算入地方債の現在高}の合計額は、1,828,334 千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より 643,039 千円減少している。

内訳としては、普通会計で 35,343 千円の減少、公営企業会計の下水道事業へ統合された生活排水処理事業及び農業集落排水事業と 5 特別会計で 55,835 千円の減少、及び 3 公営企業会計で 551,861 千円の減少となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、令和 6 年単年度は 9.1%(令和 5 年度 10.0%、令和 4 年度 10.6%)で、3 ヶ年平均では前年度から 0.9 ポイント下がり 9.9%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額（公債費等）から特定財源及び公債費等に係る基準財政需要額算入額を控除した額が減少したことなどから、分子が 64,997 千円（前年度比 6.1 ポイント）減となり、また、分母も標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の増などに伴い、284,498 千円（前年度比 2.7 ポイント）増となったことにより、単年度の比率は低下することとなった。

また、3 ヶ年平均が前年度から 0.9 ポイント下がった要因は、令和 4 年度から単年度数値が毎年度前年より下がっていることによる。

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な基金等の財源を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は 83.9%（前年度 65.5%）で前年度比 18.4 ポイント上がったが、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

なお、前年度より 18.4 ポイント上がった主な要因は、分子の算定において、将来負担額が普通会計以外の下水道事業・大田市駅周辺土地地区画整理事業会計の地方債の元金償還にあてる普通会計からの繰入見込額が増となったことなどから前年度と比べ 306,492 千円（0.6%）増となったこと、臨時財政対策債や合併特例債などの控除される地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が 1,917,421 千円（5.7%）減となったことなどにより、分子の将来負担となる額が 2,205,037 千円（31.6%）と大きく増となったことによる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、法非適用 1 会計の大田市駅周辺土地地区画整理事業においては、実質収支額は 0 千円と収支の均衡が保たれており、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

次に、3 公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）における正味資本は、水道事業が 328,165 千円（前年度比較 109,640 千円の減少）で、病院事業は 518,404 千円（前年度比較 502,754 千円の減少）で、法非適用であった生活排水処理事業

及び農業集落排水事業を統合した下水道事業が 320,778 千円（前年度比較 60,533 千円の増加）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の大田市駅周辺土地地区画整理事業に対する一般会計からの繰入金の総額は、69,443 千円（前年度比較 2,383 千円の増加）となっている。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の把握に努められ、適切な財政運営に努められたい。